掛川市告示第62号

掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条第１項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

令和７年５月23日

掛川市長　久　保　田　　崇

１　供用及び処理を開始する年月日

令和７年６月１日

２　供用及び処理を開始する区域

御所原の一部、下俣の一部、長谷の一部、高御所の一部、二瀬川の一部、城西二丁目の一部、城北二丁目の一部

３　既に供用を開始している区域

掛川の一部、十九首、下俣の一部、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、大池の一部、清崎、小鷹町、南西郷の一部、高御所の一部、中央高町、下俣南一丁目の一部、下俣南二丁目、下俣南三丁目、久保一丁目、久保二丁目、亀の甲一丁目の一部、亀の甲二丁目の一部、南一丁目の一部、南二丁目の一部、仁藤町の一部、肴町、塩町、紺屋町、駅前、中町、城下の一部、連雀の一部、長谷の一部、長谷一丁目、長谷二丁目、長谷三丁目、城北一丁目の一部、城北二丁目の一部、七日町の一部、中宿の一部、城西一丁目の一部、城西二丁目の一部、柳町の一部、北門の一部、天王町の一部、弥生町の一部、上張の一部、緑ヶ丘一丁目の一部、緑ヶ丘二丁目の一部、喜町、葛川の一部、御所原の一部、旭ヶ丘一丁目の一部、旭ヶ丘二丁目の一部及び二瀬川の一部

４　供用開始面積

約6.9ha（掛川処理区供用開始区域　約504.9ha）

５　供用を開始する排水施設の位置

別紙図面参照

６　下水を処理する施設の位置及び名称

掛川市長谷一丁目１番地の２

掛川浄化センター

7　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

8　関係図書の縦覧

(1) 期間

令和７年５月23日（金）から令和７年５月30日（金）まで（閉庁日を除く。）

(2) 時間

午前８時30分から午後５時15分まで

(3) 場所

掛川市役所上下水道部下水道課

掛川市長谷一丁目１番地の２　掛川浄化センター内